

# 第4章 株式および社債の無券面化とその担保差入れについて

前 田 庸

## はしがき

昭和 59 年制定の「株券等の保管及び振替に関する法律（以下、「保振法」という）」（法律 30 号）によって株券等の不動化のための法律が制定され、また、平成 13 年制定の「社債等の振替に関する法律（以下、「社振法」という）」（法律 75 号）によって社債の無券面化のための法律が制定された。さらに、平成 15 年 9 月 10 日開催の法制審議会総会において、「株券不発行制度の導入に関する要綱（以下、「株券不発行要綱」という）」が決定され、株式の無券面化のための法律を制定する準備が整えられた。ここでは、株式または社債の担保の一般論ではなく、以上に述べたような株式または社債の無券面化または不動化と関連した担保について取り上げたい。なお、保振法は株券不発行法制の制定により、廃止される（社振法改正附則 2 条）が、ここでは、それについては必要な限度でしか触れていない。

なお、本稿は、上掲の「株券不発行要綱」をもとに記述されたが、その校正の段階の平成 16 年 6 月 2 日に、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が制定され、そこで「商法」および「社債等の振替に関する法律」が改正され（以下、改正商法を単に「〇〇条」として、改正社振法を単に「社振〇〇条」として引用する）、上掲の要綱が立法化された。そこで、本稿では、「株券不発行要綱」をもとに記述されたものをそのまま維持し、それに改正法の条文の引用を付加するという手当をすることにとどめた。

## 1 「株券不発行要綱」における株式担保の取扱い

要綱は三つの部分から成っている。第一は、株券廃止の定めをした会社で株式保振制度利用会社以外のものの場合、第二は、株券廃止の定めをした会社で株式保振制度利用会社の場合、および第三は、現在、株式保振制度を利用している会社の場合に関するものである。以下では、それぞれについて分けて取り上げる。

## (1) 株式振替制度利用会社以外の会社の場合

### (イ) 株券不発行の定め等

株式振替制度利用会社（この場合については後述（2）参照）以外の会社の場合には、会社は定款で株券を発行しない旨の定めをすることにより、株券の不発行の制度を利用することができる（第1の1（1）。227条1項）。この定めをした会社「株券廃止会社」というものとされる。第1の2（1）は、その定めをした旨及び一定の日において株券が無効になる旨をその一定の日の2週間以上前に公告し、かつ、株主および登録質権者に格別に通知をしなければならず（第1の1（2）ア。351条1項）、株券不発行の定めは上述の一定の日に効力が生ずることになる（第1の1（2）イ。351条2項）。

### (ロ) 株式の譲渡

株券廃止会社の株式の譲渡は、株式振替制度利用会社の場合（この場合には、振替口座簿において譲渡人の口座における保有欄に株式数の増加の記載をすることによって効力が生ずる。社振148条。後述（2）参照）を除いて、取得者の氏名および住所の株主名簿への記載が会社その他の第三者に対する対抗要件とされる（第1の2（2）。206条ノ2第1項）。そして、株主名簿の名義書換には、名義株主と株式取得者が共同して請求する場合、名義株主に対して株式取得者への名義書換の請求をすべきことを命ずる確定判決の添付がある場合その他の株式の取得者への請求による名義書換をしても利害関係人の利益を害するおそれがないものとして命令で定める場合および会社が株式交換により完全子会社となった場合その他の請求によらない名義書換をしても利害関係人の利益を害するおそれがないものとして命令で定める場合に限られる（第1の2（3）。206条ノ2第2項）。

また、現行の有限会社の持分の質入・譲渡についての規定（有限会社法23条）も株式の譲渡に準じて改正されることになる（第1の2（3）（注）。有限会社法20条2項）。

### (ハ) 株式の質入および譲渡担保

株券廃止会社であるが、株式振替制度利用会社（この場合については後述（2）参照）にはなっていないものの場合の株券廃止後の略式質または登録質の設定手続は要綱のもとでは必ずしも全体としては明確には規定されていない。譲渡担保についても同様である。しかし、次のようなものになるであろうと解される（改正商法のもとで明らかにされている）。

#### (a) 略式質

株券不発行の定款変更決議をした場合の既に設定されていた略式質については、要綱では次のように規定されている。すなわち、略式質権者は、株券が無効になる一定の日まで

の間（その二週間前に名義株主および登録質権者にはその旨の通知がなされる（第1の1(2)ア）。351条1項）、株券を呈示した上で自己の氏名および住所を株主名簿に記載することを請求することが認められ（第1の1(2)エ。351条3項）、それにより株主名簿に記載された質権者が「特例登録質（權）者」として略式質権者の取扱いを受ける（第1の1(2)オ）。現在、銀行が設定を受けているこの種の会社の株式の略式質については、この取扱いをすることになるのではないかと考えられる。しかし、ここでは質権設定の事実を発行会社に知られないという現行の略式質の仕組みは否定されることになる。また、一定の日までにその請求をしなかった略式質権者については規定がない。その日より後に略式質の設定を受ける手続きについても同様である。改正商法のもとでも同様である。

上述の特例登録質の制度は、過渡的なものであって、株券不発行制度のもとでは、株券の存在を前提として株主名簿の記載と無関係な略式質の制度は維持することができず、廃止され、次に述べる登録質制度のみが株式質入の方法とされることになる<sup>(1)</sup>。

#### (b) 登録質

登録質権者については、「登録質権者」の存在を前提とする規定が設けられている（第1の4(1)アcd、イab）。が、その設定手続については規定が設けられていない。登録質の設定については、質権設定者の請求により<sup>(2)</sup>、名簿上に質権設定を受ける者の氏名等の記載を受けることにより設定されることになる（209条1項）。

#### (c) 譲渡担保

株式の譲渡担保についても上述したのと同様のことが妥当する。すなわち、名義を譲渡担保権者のものとするもののみが認められ、いわゆる略式譲渡担保は認められないことになろう。

## (2) 株式振替制度利用会社の場合

### (イ) 振替制度の利用の定め、および権利の帰属

株券廃止会社（この会社になるための手続きについては、上述(1)(イ)) がその発行する株式について振替制度を利用する（これを利用する会社を「株式振替制度利用会社」とい、その株式を「振替株式」という（社振128条1項）ものとされる（第2の1(2)）には、振替機関等（振替機関または口座管理機関。第2の2柱書。社振2条5項）を規律する法令において別に定めるところに従うほか、取締役会の決議または発起人全員の同意によることを要するものとされる（第2の1(1)。社振128条2項）。

振替株式の全部についての権利の帰属は、振替口座簿の記載によって定まるものとされる（第2の1(2)。社振128条1項）。このことは、株券が発行されない以上、株券の所有

によって株式についての権利の帰属を定めることができないから、当然であろう。したがって、現行の株券保管振替制度のように、その利用会社の株式の株券の一部は保有制度の適用を受けるが、それ以外の株式の株券については、株主が株券を保持し、その交付により譲渡されるという状態は解消し、これを利用する会社の発行する株式は、すべて株式振替制度の適用を受けることになる。

もっとも、会社が数種の株式を発行している場合に、ある種類の株式につき振替制度を利用し、それ以外の種類の株式についてこれを利用しないということは許される<sup>(3)</sup>。

#### (ロ) 謾渡、質入、権利推定および善意取得

振替株式の譲渡、質入、信託の対抗要件、権利推定および善意取得について、社債のそれらに関する平成16年改正前社振法73条から77条まで（平成16年改正後も同じ条文が維持されている）と同様の規定が設けられる（第2の4。社振148条～152条）。したがって、①株式の譲渡は、譲渡しようとする者の振替の申請により譲受人がその振替口座簿の保有欄に当該譲渡にかかる金額の増額の記載または記録を受けることによりその効力を生ずる（社振149条）。②株式の質入は、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入にかかる金額の増額の記載または記録を受けることにより効力が認められる（社振法74条参照）。加入者の権利推定および善意取得も認められる（社振151条・152条。後述Ⅱ(2)参照。）。

#### (ハ) 略式質および登録質ならびに譲渡担保

株式振替制度利用会社については、略式質および登録質ならびに譲渡担保の設定について規定が設けられている。

##### (a) 質入れ

株式の質入は、前述のように振替口座簿の記載または記録によってなされ、略式質と登録質の区別については、後述(ii)のように規定されているが、その前に株主の権利行使の仕組について触れておく必要がある。

##### (i) 株式振替制度利用会社における株主の権利行使

振替機関は、株式振替制度利用会社が基準日を定めた等の場合（この場合については、第2の8(1)アからエまで、および(5)で規定されている。社振159条1項1号～6号および8項）には、株式振替制度利用会社に対して、基準日等の一定の日（これも第2の8(1)アからエまでに規定されている。社振159条1項1号～6号および8項）における振替口座簿に記載された株主についてその氏名等を速やかに通知しなければならないものと

される（第2の8(1)。社振159条1項。なお、直近下位機関からの報告につき8(3)。社振159条6項）。そして、株式振替制度利用会社は、この通知に従って株主名簿にその記載事項等を記載しなければならないものとされ、上述の一定の日に名義書換がなされたものとみなされる（第2の8(8)。社振160条1項）。その記載に基づいて株主の権利行使がなされることになる（商206条1項）。

(ii) 略式質と登録質の区別

(i)の振替機関からの通知において、振替口座簿に記載された質権者からの申出があるときは当該質権者の氏名、質権の目的である振替株式の種類、その数等も通知しなければならないものとされる（第2の8(6)。社振159条3項）。そして、この通知がなされた質権者は商法209条1項の質権者と同様の地位を有するものとされる（第2の8(7)。社振160条5項）。結局、株式振替制度のもとでは、振替口座簿に記載された質権者のうち、上述の申出をして株式振替制度利用会社にこの通知がなされた質権者が登録質権者であり、したがって、この申出をなさず、株式振替制度利用会社にこの通知がなされない質権者（社振159条2項2号）が略式質権者ということになる。したがってまた、この仕組のもとでの略式質については、質権設定の事実が株式発行会社に知られないという現行の略式質に見られる匿名性は維持されることになる。

(b) 譲渡担保の取扱い

株式振替制度のもとで、略式譲渡担保の設定は、次のようにしてなされる。この制度のもとでは、上述(a)(i)の振替機関からの株式振替制度利用会社に対する株主等の通知（第2の8(1)）では、「命令で定める場合」において、振替口座簿に記載された株主から他の者を株主として通知をする旨の申出があった株式については、当該他の者を株主として通知を行うものとされる（第2の8(2)。社振159条2項1号括弧内）。

譲渡担保の場合には振替口座簿には株主として譲渡担保権者が記載されている。したがって、それをそのまま株式発行会社に通知したのでは譲渡担保権者が議決権等を行使することになってしまうが、譲渡担保権設定者に議決権等を行使させたい場合には、上述のように、振替口座簿に株主として記載されたもの以外の者に株主としての権利を行使される仕組がとられており、この仕組はすでに保振法のもとでとられているものである。ここで「命令で定める場合」の命令はまだ制定されていないが、上述の規定と同趣旨のものである保振法31条4項括弧内の規定における主務省令で定める場合として、「株券等の保管及び振替に関する法律施行規則」10条によれば、①参加者が株式を担保の目的で譲り受け、または譲り受けることとなる場合、および②顧客が株式を担保の目的で譲り受け、または譲り受けることとなる場合等が定められており、上述の「命令で定める場合」も同じ

内容のものとなることが予想される。

ちなみに、保振制度のもとでこれらの規定により、担保権設定者である譲渡人を実質株主として通知する実務が定着しているといわれている<sup>(4)</sup>。もっとも、実務上この振替は行われておらず、預託株券の交付を受け、交付された株券の質入れ、譲渡担保をするという形が継続しているのが実情であるという説明もある<sup>(5)</sup>。証券保管振替制度において、預託株券に対する交付株券の割合が相当数にのぼっていることも、このことと関係しているものと推察される。もっとも、株券不発行制度のもとでは、預託株券に対する交付請求ということはありえず、譲渡担保設定は、他の者を株主として通知するという前述の方法のみによることになる。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」(平成15年3月)においては、「加入者が振替株式の質権者または振替株式を担保の目的で譲り受けた者(「譲渡担保権者」というものとされる)であるときは、その旨ならびに当該振替株式の株主または譲渡人(「担保設定者」というものとされる)および銘柄ごとの数」が振替口座簿の記載事項とされ、譲渡担保権者という表現が用いられていた(試案第2の2(4))。これに対し、要綱では上述のように、この表現を用いることをやめている(もっとも、注記の中に「譲渡担保権」と言う表現が用いられている)。

### (3) 保振制度利用会社の場合

現在、保振制度を利用している会社については、株式振替制度利用会社への一斉移行が強制される。すなわち、上記の会社は、この要綱に基づく改正商法の施行後5年以内の政令で定める日(以下、「一斉移行日」という)において、株券を発行しない旨の定めをする定款の変更の決議をし、かつ、株式振替制度利用会社(第2の1(2))となったものとみなされる(第3の1。社振改正附則6条、なお、同3条参照)。

このように、一斉移行日における保振制度利用会社は、すべて一斉移行日に株式の振替制度に移行することになるが、その場合においては、株主および質権者に負担をかけることなく、また株券を回収せずに、かつ、第1の1(2)および第2の3(2)から(5)までの移行手続きによらずに株式の振替制度に移行することを実現するために所要の経過措置を設けるものとされる(第3の1(注)。社振改正附則3条以下)。

## 2 振替社債の制度の概略とその担保の取扱い

### (1) 振替社債の意義、その権利の帰属および社債券の不発行

振替社債とは、①短期社債（元本の償還について、社債の総額の払込があった日から1年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと等、社振法66条1号に掲げる要件のすべてに該当する社債）および②当該社債の発行の決議において当該決議に基づき発行する社債の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた社債をいう（社振66条）。

振替社債についての権利（差押を受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く）の帰属は、社振67条2項の場合（振替機関の指定が取り消された場合等）を除き、振替口座簿の記載または記録により定まるものとされる（社振66条柱書）。

振替社債については、社債券を発行することができないが（社振67条1項）、当該社債を取扱う振替機関が主務大臣からその指定を取り消された場合または振替業の廃止または解散により指定が効力を失った場合であって、振替業の承継者がいないときは、振替社債の社債権者は発行者に対して社債券の発行を請求することができる（社振67条2項）。

### (2) 振替社債の譲渡、質入、権利推定および善意取得（弁済期が到来した利息の請求権を除く。以下同じ）

振替社債の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄にその譲渡にかかる金額の増額の記載または記録を受けなければ、その効力を生じない（社振73条）。

振替社債の質入は、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入にかかる金額の増額の記載または記録を受けなければ、その効力を生じない（社振74条）。

加入者は、その口座における記載または記録がなされた振替社債についての権利を適法に有するものと推定される（社振76条）。

振替の申請によりその口における増額の記載または記録を受けた加入者は、当該加入者に悪意または重過失がないかぎり、当該銘柄の振替社債についての増額の記載または記録にかかる権利を取得する（社振77条）。

### (3) 社債権者集会等における権利行使等

振替社債の社債権者の社債権者集会における議決権等の行使は、口座に記載または記録されたその振替社債についての口座簿の記載事項についての証明書の交付を受けてそれを供託することによってなされる（社振86条1項、2項）。供託先について規定がある（社振86条3項）。

この書面は、社振 86 条 5 項に規定されており、それによれば、振替社債の社債権者は、その直近上位機関に対し、その上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載されている当該振替社債についての社振 68 条 3 項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができるとされている。そして、社振 68 条 3 項によれば、1 号で加入者の氏名等、3 号で銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く）、4 号で加入者が質権者であるときは、その旨および質権の目的である振替社債の銘柄ごとの金額とあり、この規定振りから判断すると、加入者が質権者である場合にも、この書面の交付を受けて議決権等を行使しうることになると考えられる。

社債の場合には、株式と異なって、議決権行使も、社債元利金の支払に関するものなので、社債に質権が設定されている場合には、質権者にそれを行使させてよいと考えられる。もっとも、支払猶予、不履行によって生じた責任の免除、会社更生手続きにおける債務免除の更生計画案に対する賛成等について、質権設定者に対して担保の毀滅の責任等が生ずる可能性はありますから、質権設定者と協議をする等の方法をとることが考えられる。

なお、社債については、以上に述べた理由により質権と譲渡担保との区別は問題にする必要がないと考えられる。

#### 〔注〕

- (1) 江頭憲治郎「株券不発行制度・電子公告制度の導入に関する要綱の解説〔上〕」・商事法務 1675 号 10 頁。以下、「江頭・解説」として引用する。
- (2) 「江頭・解説」10 頁（注 11）。
- (3) 「江頭・解説」16 頁。
- (4) 法務省民事局参事官室「中間試案の補足説明」商事法務 1660 号 22 頁。
- (5) 株券不発行制度研究会「株券不発行採用会社の株式の振替制度構築上の検討課題」12 頁・会社法部会資料 5。